

## 火薬類の法上の規制

危政令第41条：第1類、第2類、第5類の特例（危省令第72条で定めるもの）

第1類：塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸塩類（いずれも含有するもの含む）

第2類：硫黄、鉄粉、金属粉、マグネシウム（いずれも含有するもの含む）

第5類：硝酸エステル類、ニトロ化合物、金属のアジ化物（いずれも含有するもの含む）  
ただし、純品に係る物質はこの限りでない。（消防法の適用あり。）

適用しない基準

- ・危政令第9条第1項：製造所（危政令第19条第1項：一般取扱所）
  - 2号：保有空地
  - 4号：建築物の階（地階の禁止）
  - 5号：建築物の構造（壁、柱、床、はり、階段の不燃材料等）
  - 6号：屋根の構造（金属板等軽量な不燃材料等）
  - 7号：窓、出入口の防火設備
  - 9号：液体の危険物を取り扱う建築物の床（浸透しない構造、傾斜、貯留設備）
- 20号：危険物を取り扱うタンク（20号タンク）
- 21号：危険物を取り扱う配管
  
- ・危政令第10条第1項：屋内貯蔵所
  - 1号：保安距離
  - 4号：貯蔵倉庫の軒高、平屋建
  - 5号：貯蔵倉庫の床面積
  - 6号：貯蔵倉庫の構造（壁、柱、床の耐火構造・はりの不燃等）
  - 7号：屋根の構造（金属板等軽量な不燃材料等）
- 12号：貯蔵倉庫の採光、照明、換気、排出設備
  
- ・危政令第20条第1項第3号：消火設備の設置基準（その他の製造所等の消火設備）
  
- ・危政令第27条第5項第3号：危険物の廃棄（海中、水中に流出又は投下の禁止）
  
- ・危省令第36条：電気設備の消火設備
  
- ・危省令第38条：警報設備の設置基準
  
- ・危省令第39条の3：危険物の容器及び収納
  
- ・危省令第41条：運搬容器の材質
  
- ・危省令第43条：運搬容器の構造等